

芦屋市霊園

合葬式墓地

使用者募集



合葬式墓地とは

「合葬式墓地」とは、他の方の焼骨と一緒に納骨するお墓のことです。個人・夫婦・家族などの単位で納骨する一般墓地や納骨堂とは異なります。

時代の変化に伴い、お墓に対する価値観もさまざまになりました。芦屋市霊園では、多様なニーズに対応できるように令和3年7月に合葬式墓地を開設しました。開設以後、次のような理由から合葬式墓地を選ばれる方が増えています。なお、市では供養等を行いません。



合葬式墓地の施設

■合葬室

焼骨を骨壺から出して布袋に収め、他の方々の焼骨と一緒に納骨する部屋
 納骨後に焼骨を取り出すことはできません。

■一時安置室

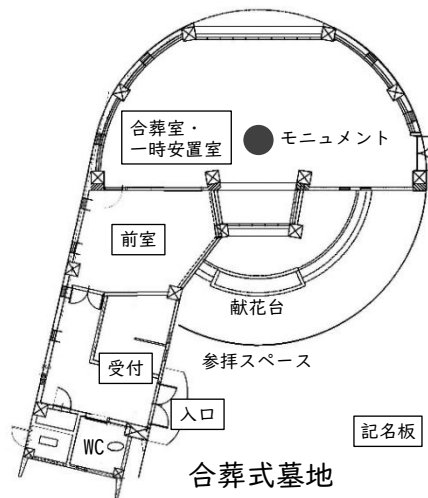
焼骨を骨壺のまま一定期間、個別に安置する部屋
 安置可能な骨壺の大きさは6寸までです。
 使用許可後10年間は骨壺を取り出すことができます。

合葬室・一時安置室へ立ち入ることはできません。

※納骨時のみ建物内(前室まで)に入ることができます。

■記名板

被埋蔵者の生前の氏名等を刻字したプレートを掲示する石板
 希望者のみ設置することができます。
 別途使用料(記名板1枚あたり30,000円)がかかります。



納骨方法及び料金

納骨方法		使用料(1体あたり)
直接合葬方式	一時安置室を経ずに合葬室に納骨する方法	100,000円
安置後合葬方式	一時安置室に10年間安置した後、合葬室に納骨する方法	200,000円

- ・改葬の場合は、1つの骨壺(6寸まで)に納まるときに、5体までを1体とみなして納骨することができます。(改葬特例)
- ・芦屋市霊園使用者(一般墓地の使用許可を受けている方)が一般墓地の返還と同時に合葬式墓地の使用を申請する場合は、使用料を減免することができます。

申請要件等（申請できる方）

申請要件		納骨方法		添付書類等	
		直接合葬方式	安置後合葬方式		
一般墓地 使用者 以外	芦屋市民	ア 親族の焼骨を自宅に保管していること	○	○	火葬許可証(複写)
	ア～ウのいずれかに該当する必要があります。	イ 芦屋市霊園以外の墓地または納骨堂に納骨している親族の焼骨を合葬式墓地に改葬すること	○	×	埋蔵証明書(原本) または 改葬許可証(複写)
		ウ 自己の死後のために生前に予約をする方で、申請日現在、原則満65歳以上であること	○	○	特にありません。
	芦屋市民以外	エ 死亡時に「芦屋市民」であった親族の焼骨を自宅に保管していること 芦屋市霊園以外の墓地または納骨堂に納骨している親族の焼骨は対象外です。	○	○	亡くなられた方が死亡時に芦屋市民であったことを証明できる公的な書類(火葬許可証(複写)など)
一般墓地使用者	オおよびカに該当する必要があります。	オ 一般墓地を返還(墓じまい)すること カ 一般墓地に納骨している焼骨を合葬式墓地に改葬すること、または、自己の死後のために生前に予約をすること	○	×	一般墓地の返還手続きが必要です。 一般墓地使用者の親族も申請できる場合があります。 詳細は環境課霊園・火葬場係までお問合せください。

- ・上記ア～ウの場合、申請日時時点で芦屋市の住民基本台帳に登録されている必要があります。
- ・一時安置室の使用期間は、使用許可を受けた日から起算して10年間です。起算開始日は、お亡くなりになった日ではありませんので、ご注意ください。
- ・火葬許可証及び改葬許可証の原本は納骨時に必要です。お手元にて保管してください。

■添付書類の取得場所等

種類	取得場所等	説明
火葬許可証	火葬場	ご遺体を火葬された際に火葬場で受け取る書類です。許可証は、直接手渡しのほか、骨壺の箱内に同梱されることもあります。火葬許可証を紛失された場合は、火葬された火葬場で火葬済証明書を取得して添付してください。
埋蔵証明書	墓地等 (墓地・納骨堂)	墓地等に焼骨が埋蔵・収蔵されていることを証明する書類です。その墓地等の管理者が作成します。
改葬許可証	市町村窓口	墓地等に埋蔵されている焼骨を他の墓地等へ埋蔵・収蔵する場合に必要な書類です。現在、埋蔵・収蔵されている墓地等で埋蔵証明書を取得した上で、その墓地等が所在する市町村へ申請することで取得できます。

申請先・申請方法

以下の提出書類を申請先まで提出してください。

■提出書類

- ①合葬式墓地使用許可申請書
- ②合葬式墓地使用に関する誓約書
- ③申請者の住民票の写しの原本(芦屋市民のみ)
※①申請書の「住民票の閲覧に同意する」にチェックした場合は提出不要です。
- ④添付書類
※申請要件により異なります。詳細は2ページを確認してください。

申請先(郵送・持参可)

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号
芦屋市市民生活部環境・経済室環境課
霊園・火葬場係 あて
TEL: 0797-38-3105

※霊園事務所ではありませんので、ご注意ください。

記名板(希望者のみ)

申込みから設置完了まで約半年かかります。

内 容	使用料(1枚あたり)
被埋蔵者の生前の氏名・生年月日・死亡年月日を刻字した記名板を設置することができます。	30,000円

- ・希望者は、納骨日(後日でも可)に「合葬式墓地記名板使用申込書」を提出してください。
- ・記名板に刻字できる内容は、被埋蔵者(1名のみ)の氏名・生年月日・死亡年月日です。また、刻字できる文字数は7文字程度です。詳細は6ページを確認してください。



大きさ たて4.5cm×よこ12cm

被埋蔵者の氏名
生年月日-死亡年月日



記名板

手続きの流れ

申請から使用許可まで2～3か月かかります。

申請者

芦屋市

申請書の提出

3ページを確認の上、提出書類①～④を提出してください。
火葬許可証または改葬許可証を添付する場合、必ず複写したものを添付してください。(原本は納骨時に必要です。)

申込みから1～2週間後

納付書の発送

申請書類の審査が終わりましたら、使用料の納付書を郵送します。

使用料納入

納入期限までに使用料を納付書でお支払いください。
納入期限は、納付書発行日から概ね1か月後です。
公金取扱金融機関は、右記よりご確認ください。



公金取扱金融機関
(市ホームページ)

納入確認から1～2週間後

使用許可書の発送

納入確認後、合葬式墓地使用許可書を郵送します。

納骨の予約

許可書が届きましたら、**納骨希望日の1週間前までに**納骨の予約をお願いします。環境課霊園・火葬場係(0797-38-3105)までお電話ください。

【電話受付】平日9時～12時、12時45分～17時30分

【納骨できる時間帯】

毎週金・土・日曜日 10時～12時45分(15単位)

合葬式墓地へ納骨

予約した日時に下記を持参の上、合葬式墓地までお越しください。

- 焼骨(骨壺または骨袋に入った状態のもの)
- 合葬式墓地使用許可書
- 埋蔵届
- 火葬許可証(焼骨を自宅保管の方)(原本)
または 改葬許可証(他の墳墓から改葬の方)(原本)
- 合葬式墓地記名板使用申込書(希望者のみ)

- ・最後のお別れをしていただいた後に、焼骨をお預かりします。市では供養等は行いません。ご了承ください。
- ・後日、合葬室に納骨します。(安置後合葬方式の方は、使用許可を受けた日から起算して10年間、一時安置室に安置した後に合葬室へ焼骨を移します。)
- ・記名板をお申込みいただいた方には後日、納付書を郵送します。



(手前)前室・(奥)一時安置室

使用上の注意事項

合葬式墓地の使用にあたっては、「墓地、埋葬等に関する法律」及び「芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例」(施行規則を含む。)に規定されている内容並びに下記の事項について遵守していただきます。

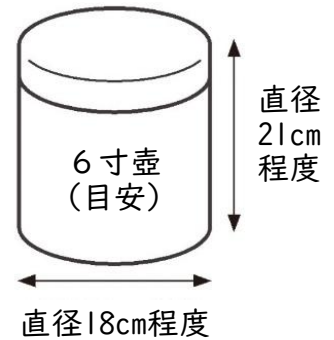
1 使用許可の取消しについて

以下に該当する場合は、合葬式墓地の使用許可を取り消します。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (2) 使用許可に付された条件に違反したとき。
- (3) 条例または規則に違反したとき。

2 納骨について

- (1) 合葬式墓地に納骨することができる焼骨は、使用許可書に記載された焼骨のみです。
- (2) 焼骨は、以下の骨壺等に納めてください。
 - ア 直接合葬方式の場合 布袋または骨壺
※1ページの改葬特例を受けられる場合は、6寸以下の骨壺に納まるようにしてください。
 - イ 安置後合葬方式の場合 6寸以下の骨壺
- (3) 持参した焼骨は、前室で職員にお預けください。
- (4) 焼骨を前室から合葬室・一時安置室へ移す際は、立会いができません。職員が行います。
- (5) 焼骨を合葬室へ移す際、骨壺に納められたものは布袋に移し替えます。



3 納骨後のお参りについて

- (1) 合葬式墓地建物内でのお参りはできません。モニュメント前に献花台・線香台を設けていますので、そちらでお参りください。また、机や椅子などの貸出しはありません。
- (2) 供え物等はお持ち帰りください。
- (3) 芦屋市では慰霊祭等の祭事を行いません。また、集団での祭事をすることはできません。ただし、ご家族等少人数の場合は、他の参拝者の迷惑とならないように配慮していただければ可能です。

4 合葬室について

- (1) 合葬室に立ち入ることはできません。
- (2) **納骨された焼骨は、一切返還することはできません。**
- (3) 他の墓地等に焼骨を改葬することはできません。

5 一時安置室について

- (1) 一時安置室に立ち入ることはできません。
- (2) **安置期間は、使用許可を受けた日から起算して10年間です。**
- (3) 安置期間を経過した後は、使用者等へ通知することなく焼骨を合葬室に移します。**焼骨が合葬室に移されますと一切返還できなくなります。**
- (4) 安置場所の位置を指定することはできません。市が決定します。
- (5) 安置期間内であれば、他の墓地等に改葬する場合に限り、焼骨を返還することができます。

使用上の注意事項(続き)

6 記名板について (申込みから設置完了まで約半年かかります。)

- (1) 納骨後に設置可能です。希望者は、**納骨日(後日でも可)**に申し込んでください。
- (2) 使用料の**納付書等を郵送するまでに、申込みから約2か月かかります。**なお、納入期限は、納付書発行から概ね1か月後です。
- (3) 使用料の**納入確認後、記名板の設置完了まで2～3か月かかります。**
※市から申込者へ設置完了の連絡は行いません。
- (4) 設置位置を指定することはできません。市が決定します。
※同時に申し込まれた方の記名板は、原則隣り合うように設置します。並び順に希望があれば、申込書に記入してください。
- (5) 刻字できるのは、被埋蔵者の生前の氏名・生年月日・死亡年月日です。
- (6) 刻字できるのは、記名板1枚につき1名です。
- (7) 刻字する文字数には制限があります。(目安は7文字程度です。)
- (8) 刻字する字体を指定することはできません。

7 生前予約の方

- (1) 安置後合葬方式を選択された場合、一時安置室の使用期間は、**使用許可を受けた日から起算して10年間**です。起算開始日は、**お亡くなりになった日ではありませんので、**ご注意ください。なお、使用許可を受けてから10年経過した後に納骨する場合、合葬室へ直接埋蔵します。
- (2) 申請者自身以外の方の申請をすることはできません。
- (3) 自己の死後にその焼骨が合葬式墓地に納骨されるよう、あらかじめ親族等と十分にお話し合ってください。

8 使用辞退・使用料の返還について

- (1) 合葬式墓地を使用する必要がなくなったときは、辞退届及び合葬式墓地使用許可書を提出してください。届出により、使用権は消滅します。なお、焼骨を埋蔵した後に辞退することはできません。
- (2) 既納の使用料は返還しません。ただし、合葬室及び一時安置室を使用することなく、使用許可を受けた日から3年以内に辞退届を提出したときは、既納の使用料の7割相当額を返還することができます。



芦屋市霊園の案内

アクセス図



園内図



バスでご来園

阪急芦屋川駅・JR芦屋駅・阪神芦屋駅から阪急バスで「芦屋病院前」行き「霊園前」下車

タクシーでご来園

阪急芦屋川駅から約10分、阪神芦屋駅・JR芦屋駅から約15分

お車でご来園

合葬式墓地前に駐車場があります。なお、お車で園内に入出りできる時間は右記のとおりです。

開門時間

東門
 入口 8:00～16:45
 出口 8:00～17:00
西門 8:00～16:45

お問い合わせ先

芦屋市市民生活部環境・経済室環境課
 霊園・火葬場係

TEL: 0797-38-3105

FAX: 0797-38-2162

芦屋市霊園ホームページ

芦屋市役所ホームページ
[トップページ > くらし > 霊園・火葬場 > 霊園](#)

※「芦屋市霊園」でも検索できます。

